

沖縄県介護事業所等省エネ設備導入緊急支援事業補助金実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、エネルギー価格高騰の長期化に直面する介護事業所等の運営費を抑制することにより、環境リスクへの対応力強化を図り、もって安定的な介護サービスの提供を継続・下支えすることを目的とする「介護事業所等省エネ設備導入緊急支援事業」（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、消費電力の多くを占める空調機器、照明器具又は給湯器等について、省エネルギー性能の高い設備等への更新を支援することにより、介護事業所等の固定費（運営費）の構造的な削減を図り、もって経営基盤の維持及び安全な介護環境の確保に資することを目的とする。

(対象事業者等)

第3条 本事業の対象となる事業者（以下「補助事業者」という。）は、介護事業所等省エネ設備導入緊急支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第2条及び別表2に規定する事業者とする。

(補助対象設備及び経費)

第4条 本事業の補助対象となる設備は、消費電力の削減効果が高く、汎用性の高い次に掲げる主要設備であって、省エネ基準適合品等一定の省エネ性能を有するものとする。

(1) 高効率空調機器（業務用エアコン等）

(2) 高効率照明器具（LED 照明等）

(3) 高効率給湯器

2 補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付要綱別表1に定める委託料（設計費等）、工事費（配管・配電工事等）及び備品購入費（機器購入費・既存設備の撤去処分費等）であって、設備の導入に直接必要な経費とする（消費税及び地方消費税を除く）。

3 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は補助対象経費としては認めない。

(1) 消費税及び地方消費税額分

(2) 太陽光発電設備（蓄電設備等を含む）に係る経費

(3) 中古品又はリース品の導入に係る経費

(4) 定期メンテナンス費用、故障修理費用等のランニングコスト

(5) 他補助金等において補助対象となっている経費

(6) その他知事が適当でないと認める経費

(補助上限額及び補助率)

第5条 補助金の額は、交付要綱別表2に定めるとおり、補助対象経費の実支出額に次の各号に掲げる事業所等の所在する地域区分に応じた補助率を乗じて得た額とし、1事業所あたり

1,000 万円を上限とする。この場合において、1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

(1) 沖縄本島地域：4 分の 3 (3/4)

(2) 離島地域（沖縄振興特別措置法第 3 条第 3 号に基づき指定された本県内の離島（※沖縄本島を除く））：5 分の 4 (4/5)

(交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、事業所単位に申請書類を取りまとめ、様式第 1 号（交付申請書）及び別に定める関係書類を添えて、知事が別に定める期日までに交付申請を行わなければならない。

2 前項の申請手続きにおいて、導入予定機器の省エネ基準への適合性等は、提出された見積書及び仕様書等に基づき確認を行うものとする。

3 申請にあたっては、原則として 2 者以上の施工業者等からの相見積書の添付を求めるものとする。ただし、離島地域等において施工業者が限定されるなど、地域的理由により複数社からの見積提出が困難な場合は、理由書の提出をもって 1 社のみの見積書による申請を認めるものとする。

(申請上限及び採択)

第 7 条 本事業における申請は、1 法人につき 3 事業所までとする。知事は、予算の範囲内において申請のあった事業所の採択を行うものとする。

(事業の事前着手)

第 8 条 本事業は、原則として交付決定後に着手するものとする。ただし、交付決定前に着手する必要がある場合には、あらかじめ、様式第 2 号（交付決定前事前着手届）を知事に提出するものとする。

(遡及適用)

第 9 条 第 8 条の規定にかかわらず、令和 8 年 4 月 1 日からこの要領の施行の前日までの間に、既に着手又は完了した事業についても、第 6 条に規定する交付申請書及び第 10 条に規定する実績報告書が提出された場合は、事前着手届等の提出を要せず、交付決定前であっても遡及して補助対象とすることができる。

(実績報告等)

第 10 条 本事業の完了（施工、検収及び施工業者への支払完了をいう。）における実績報告は、様式第 3 号（実績報告書）及び関係書類を提出することにより行うものとする。提出期限は、令和 9 年 1 月 31 日（または事業完了日から 30 日を経過した日のいずれか早い日）までとする。ただし、第 8 条の規定により事前着手を行い、すでに事業が完了している事業者については、交付決定後 30 日以内に実績報告書を提出しなければならない。

2 事業の内容変更、中止（廃止）、請求及び財産処分等に係る手続きについては、次に掲げる本要領に基づく様式により行うものとする。

(1) 内容等の変更：様式第 4 号（変更承認申請書）

(2) 事業の中止又は廃止：様式第5号（中止（廃止）承認申請書）

(3) 補助金の請求：様式第6号（請求書）

(4) 財産の処分：様式第7号（財産処分承認申請書）

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和8年9月17日から施行し、令和8年度予算に係る事業に適用する。
- 2 第7条の規定は、令和8年4月1日から適用する。